

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱

第1 目的

この要綱は、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」といいます。）第2に掲げる搬入者の入門許可に係る必要な事項を定め、もって日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）の業務の円滑な運営並びに北海道及び室蘭市が提示した受入条件の確実な実施を図ることを目的とします。

第2 趣旨

- (1) JESCOは、第4に定める入門許可の手順により入門許可申請書類の審査を行い、第3に掲げる入門許可要件のすべてに適合しているポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」といいます。）に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者に対して、入門許可証を交付し、受入基準第3に掲げる受入対象物（以下「受入対象物」といいます。）を北海道ポリ塩化ビフェニル処理施設（以下「処理施設」といいます。）に搬入することを許可します。
- (2) JESCOは、処理施設への受入対象物の計画的な搬入を確保するため、(1)により入門許可証を交付したPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者（以下「入門許可収集運搬業者」といいます。）に対して、PCB廃棄物の保管事業者（以下「保管事業者」といいます。）へのJESCOの受入計画等の周知、処理施設への搬入日の調整等に協力を求めます。
- (3) なお、本入門許可は、入門許可収集運搬業者が受入対象物を処理施設に搬入するために行う受入対象物の積み込み作業、運搬作業又は積下し作業（以下「運搬作業等」といいます。）に伴って発生させた損害に関し、JESCOが損害賠償責任を負うことを意味しません。従って、入門許可収集運搬業者は、保管事業者から受入対象物の収集運搬の委託を受け、運搬作業等を行う際に、それらの作業に起因して発生させた対人対物事故については、自らの責任において処理し、対応しなければなりません。

第3 入門許可要件

入門許可収集運搬業者は、次に掲げる要件に適合していなければなりません。

- ①北海道及び本事業対象地域の県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第24条の2に規定する政令で定める市からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていること。
- ②受入対象物を処理施設まで収集運搬する際に、関係法令、環境省の定めるPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）及びJESCOが定める北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」といいます。）を遵守できること。
- ③他のPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は保管事業者と連携して収集運搬を行う場合は、その連携する者（以下「連携者」といいます。）が関係法令、ガイドライン及び受入基準別紙2に掲げる基準を遵守するよう、業務の実施状況を把握し、管理し、保管事業場からの搬出から処理施設への搬入までの間の運搬作業等が適正に行

われることを確認できること（注1）。

- ④財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業者講習会若しくは都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。）がPCB廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会（JESCOが適当と認めるものに限る。）を修了した者又はこれらの講習会を修了した安全管理責任者若しくは運行管理責任者による社内教育・訓練を修了した者であり（注2）、かつ、ガイドラインに定められた収集運搬作業（緊急時の措置を含みます。）を適確に遂行できる者を使用すること。
- ⑤受入基準に適合する運搬容器、運搬車両、GPSシステム及び吸収材（以下「装備類」といいます。）を保有し、それらを受入対象物の運搬作業等において必ず適確に使用すること。
- ⑥処理施設に搬入するために運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していること。
- ⑦その他、受入対象物を処理施設に搬入することに支障がないこと。
（注1）JESCOは、入門許可収集運搬業者が連携者に対して行う当該確認の状況については、入門許可の段階にあっては入門許可申請書類により、運搬作業等の段階にあっては受入基準第10(3)に基づきあらかじめ提出していただく運搬計画により、それぞれ確認させていただきます。
（注2）JESCOは、必要な入門許可要件に定める知識等を有するかについて適宜口頭試問を行わせていただきます。

第4 入門許可の手順

入門許可の手順は次のとおりです。

- ①入門許可を申請しようとするPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、別紙に示す入門許可申請書類をJESCOに提出していただきます。入門許可申請書類の提出先などは別途定めて公表します。
- ②JESCOは、入門許可申請書類により、申請の内容を審査し、装備類が受入基準に適合しているかの確認を行ったうえで、申請を行った収集運搬業者が第3に掲げる入門許可要件に適合した場合には入門許可証を交付します。
- ③JESCOは、入門許可収集運搬業者とその運搬車両及び運転者をJESCOのデータベースに登録し、運搬車両と運転者に対しそれぞれ入門許可車両証と入門許可者証を発行します。

第5 入門許可の期間

入門許可収集運搬業者の入門許可の期間は、第3①の北海道における許可の有効期間と同じとします。

第6 入門許可の取り消し等

- (1) JESCOは、入門許可収集運搬業者が第3の②から⑦までに掲げる入門許可要件に照らし、改善の必要があると認められた場合には、当該入門許可収集運搬業者に対し改善を要請することがあります。
- (2) (1)の要請があったときは、入門許可収集運搬業者は速やかに当該要請に対する方策を検討し、JESCOに通知していただきます。
- (3) JESCOは、この改善が行われるまでの間、一時的に搬入を認めないことがあります。

- (4) J E S C Oは、入門許可収集運搬業者が以下に掲げる各号に該当する場合は、入門許可を取り消すことができます。
- ①(1)の要請に拘わらず業務の改善が認められない場合
 - ②第3に掲げる入門許可要件を満たさなくなった場合
 - ③自ら入門許可を返上すると申し出た場合
- (5) J E S C Oは、入門許可の取り消しを決定した場合は、その旨を当該入門許可収集運搬業者に通知するとともに、入門許可証、入門許可車両証及び入門許可者証の返却を求めます。
- (6) 入門許可の取り消しにより当該入門許可収集運搬業者において損害が生じた場合には、当該入門許可収集運搬業者がその責めを負うものとします。

第7 規定の準用

この要綱の規定及び別紙（入門許可申請書類の(2)を除く。）は、入門許可証を交付したP C B廃棄物の保管事業者に準用します。この場合において、第3③の規定を除き、「に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者」とあるのは「の保管事業者」と、「入門許可収集運搬業者」とあるのは「入門許可保管事業者」と読み替え、第2(3)の規定中「保管事業者から受入対象物の収集運搬の委託を受け、」及び第3①の規定を削り、第3④の規定中「安全管理責任者若しくは運行管理責任者」とあるのは「特別管理産業廃棄物管理責任者若しくは保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者」と、第5の規定中「第3①の北海道における許可の有効期間と同じ」とあるのは「入門許可の都度定めた期間」と読み替えます。

別紙

入門許可申請書類

- (1) 入門許可申請書（別に定める）
- (2) PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他JESCOが指示するもの。